奈良県産業振興総合センター研究活動上の不正行為の防止に関する実施マニュアル

令和２年３月３１日策定

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 責任体制（第３条－第７条）
第３章 通報等の受付（第８条－第１４条）
第４章 通報等に係る調査等（第１５条－第４０条）
第５章 雑則（第４１条・第４２条）
附則

第 1 章 総則

（目的）

第１条 このマニュアルは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成２６年８月２６日文部科学大臣決定）等に基づき、奈良県産業振興総合センター（以下「センター」という。）における研究活動上の不正行為への対応等に関し必要な事項を定め、研究活動上の不正行為を防止することを目的とする。

（定義）

第２条 このマニュアルにおいて「研究者等」とは、センターの施設又は設備を利用して研究に携わるセンターの職員又は研究支援に従事するセンターの職員をいう。

２ 「研究活動上の不正行為」とは、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい研究活動上の不適切な行為をいう。

３ 「特定不正行為」とは、研究活動上の不正行為のうち、論文等として発表された研究成果において示されたデータや調査結果等について、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、次に掲げる捏造、改ざん又は盗用することをいう。

（１）捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

（２）改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（３）盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

４ 「悪意に基づく通報」とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害等するため、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

５ 「研究倫理教育」とは、研究者等に求められる科学者の行動規範及び研究者倫理を修得させるための教育をいう。
６ 「研究科等」とは、環境技術支援科、デジタル技術支援科、メディカル技術支援科、ローカルプロダクト科及びオープンイノベーション推進室をいう。
７ 「統括等」とは、前項に定める組織の長をいう。

第２章 責任体制

（所長の責務）

第３条 所長は、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、センター全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（次長の責務）

第４条 次長は、所長を補佐し、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、実質的な権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

２ 次長は、研究倫理教育責任者として、研究科等に所属する研究者等に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。

３ 次長が必要と認めたときは、補佐する者を指名することができる。

４ 前項により指名された者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるとともに、研究倫理教育副責任者として、研究倫理教育に関する業務を補佐する。

（統括等の責務）

第５条 統括等は、研究科等における研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、研究科等を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（研究者等の責務）

第６条 研究者等は、センターが定める行動規範の下、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならず、他者による研究活動上の不正行為の防止に努めなければならない。

２ 研究者等は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

３ 研究者等は、研究活動上の正当性の証明手段を確保するとともに、研究成果の第三者による検証可能性を担保するため、研究の過程や実験の結果等を記した帳面（以下「実験・観察記録」という。）、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存及び管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

４ 研究者等は、このマニュアル及びこのマニュアルに基づく統括等の指示に従わなければならない。

５ 研究者等は、第１６条から第３１条までに定める調査等に協力しなければならない。

（研究活動上の不正を防止する推進体制）

第７条 所長は、研究倫理の向上及び研究活動上の不正の防止等を推進するため、センター全体の具体的な対策を実施し、その実施状況を確認する。

第３章 通報等の受付

（通報窓口）

第８条 センターにおける特定不正行為に関する通報（以下「通報」という。）及び通報に関する相談（通報にまで至らない段階の相談をいう。以下同じ。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）をオープンイノベーション推進室に置く。

（通報処理体制等の周知）

第９条 次長は、通報窓口の連絡先等、通報及び通報に関する相談の方法その他必要な事項をセンターの研究者等に周知するとともに、これらをセンター内外に公表する。

（通報の方法）

第１０条 通報は、書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。以下同じ。）を通報窓口に提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

２ 通報は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

（１）特定不正行為を行ったとする研究者等の氏名又は研究科等の名称

（２）特定不正行為の具体的内容

（３）特定不正行為とする科学的な合理性のある理由

３ 通報窓口において通報を受け付けたときは、速やかに次長に報告するとともに、通報を受け付けた旨について当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

４ 次長は、前項の報告を受けたときは、速やかに所長に報告するとともに、通報があった案件についてセンターが調査を行うべき機関に該当しない場合又は当該通報の対象にセンター以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の通報窓口に当該通報を通知又は回付する。

５ 次長は、第２項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名による通報があった場合に準じて取り扱うことができるものとする。

６ 次長は、学会等や報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合、匿名による通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

７ 次長は、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（第２項に掲げる事項が示されている場合に限る。）ことを指摘された場合、匿名による通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

（通報に関する相談の方法）

第１１条 通報に関する相談は、書面を通報窓口に提出若しくは送付し、又は電話若しくは

面談により受け付けるものとする。

２ 通報窓口において前項の相談を受け付けた場合で必要と認めるときは、相談者に対して通報の意思を確認し、又は通報に準じて取り扱うことができるものとする。

（特定不正行為が行われようとしている等の取扱い）

第１２条 通報窓口は、特定不正行為が行われている、又は特定不正行為を求められているという通報及び相談については、その内容を確認及び精査し、次長に報告するものとする。

２ 次長は、前項の報告を受けたときは、速やかに所長に報告するとともに、相当の理由があると認めたときは、前項の通報又は相談の関係者に対して警告を行う。ただし、当該関係者が他機関に所属する場合は、警告を行わずに当該関係者の所属する他機関に事案を回付する。

（通報窓口の担当者の義務）

第１３条 通報窓口の担当者は、通報を受け付ける場合、通報者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。

（秘密保護義務）

第１４条 このマニュアルに定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に携わらなくなった後も、同様とする。

第４章 通報等に係る調査等

（通報に係る事案の通知）

第１５条 次長は、第１０条第３項の報告を受けたとき（第１１条第２項の規定により通報に準じて取り扱うこととされたものは、次長が必要と認めるとき。）は、当該通報の対象である研究者等（以下「被通報者」という。）の所属する研究科等の長に同条第２項各号に掲げる事項を通知する。

（予備調査）

第１６条 被通報者が所属する研究科等の長は、前条の通知に基づき、予備調査を行い、特段の事情がない限り、通報の受付から２５日以内に次に掲げる調査結果を次長に報告しなければならない。

（１）当該通報がされた特定不正行為が行われた可能性

（２）通報の際示された科学的な理由の論理性

（３）通報された事案に係る研究活動の公表から通報までの期間が、生データ、実験・観察記録、実験試料など研究成果の事後検証を可能とするものについての通報内容の合理性、調査可能性等

（４）通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査の場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきかの判断

（５）特定不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意に

基づくものである可能性

（６）その他次長が必要と認める事項

２ 前項の規定に関わらず、次長は、必要に応じて、第１９条に定める調査委員会を設置して、予備調査を行うことができる。

３ 被通報者の所属する研究科等の長は、前２項の予備調査の実施に関し、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

４ 前項の協力を求められた被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

（本調査）

第１７条 次長は、統括等からの予備調査の結果に基づき、特段の事情がない限り、通報の受付から３０日以内に、通報がなされた事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを決定する。

２ 次長は、本調査を行うことを決定したときは、速やかにその旨を通報者及び被通報者に通知するとともに、通報された事案が競争的資金等の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）からの資金を受けて行われたもの（以下「資金配分機関案件」という。）であるときは、当該資金配分機関に報告する。この場合において被通報者が異動等により、他機関に所属するときは、当該他機関の長にその旨を通知する。

３ 次長は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。この場合において、次長は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る資金配分機関及び通報者の求めに応じ開示する。

４ 次長は、前条の予備調査の結果、当該通報が悪意に基づくものと判断した場合は、被通報者が所属する研究科等の長（他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長）にその旨を通知する。

５ 第３項の通知を受けた通報者は、当該通知を受けた日から７日以内に異議申立てをすることができる。

６ 前項の異議申立てがあった場合、次長は、必要に応じて前条の予備調査について、被通報者の所属する研究科等の長（同条第２項の予備調査の場合は、調査委員会）に再調査を求めることができる。

７ 次長は、本調査をすべきか否かを決定したときは、速やかにその旨及び予備調査結果を所長に報告するものとする。

（本調査中における一時的措置）

第１８条 所長は、必要に応じて、本調査に関係する研究費の使用停止等の必要な措置を命ずることができる。

（調査委員会）

第１９条 次長は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

２ 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

（１）次長
（２）被通報者の所属する研究科等の長
（３）学外の有識者
（４）その他次長が必要と認める者
３ 次の各号のいずれかに該当する者は、調査委員会の委員となることができない。
（１）通報者
（２）被通報者
（３）通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する者
４ 第２項第３号の委員の数は、調査委員会の委員の総数の２分の１以上でなければならない。
５ 調査委員会に委員長を置き、第２項第１号の委員をもって充てる。
（調査委員の通知及び異議申立て）
第２０条 次長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。
２ 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から７日以内に、調査委員会委員について異議申立てをすることができる。
３ 前項の異議申立てがあった場合、次長はその内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
（調査方法及び権限）
第２１条 調査委員会は、本調査の実施の決定後、特段の事情がない限り、３０日以内に調査を開始する。
２ 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文、生データ、実験及び観察記録等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。
３ 調査委員会は、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
４ 調査委員会は、次に掲げる場合、調査委員会が合理的に必要と判断される期間及び機会（機器、経費等を含む。）の範囲において、特定不正行為が行われた可能性の調査として、再実験等を行うことができる。
（１）調査委員会が被通報者に再実験等求める場合
（２）被通報者自らの意思により再実験等を申し出て調査委員会が必要性を認める場合
５ 前項の再実験等は、調査委員会の指導及び監督の下に行う。
６ 調査委員会は、本調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
７ 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等し、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。
８ 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは

技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏えいすることがないよう配慮する。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第２２条 被通報者は、当該通報の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることについて、科学的根拠を示して説明を行わなければならない。

（本調査の対象）

第２３条 調査委員会は、本調査の実施において必要と認めるときは、被通報者の他の研究を調査の対象とすることができる。

（証拠の保全）

第２４条 調査委員会は、本調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとる。

（本調査の中間報告）

第２５条 調査委員会は、資金配分機関の求めに応じて、本調査の終了前であっても、資金配分機関に本調査の中間報告を行う。

（認定）

第２６条 調査委員会は、本調査の開始後、特段の事情のない限り、１５０日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含む報告書（以下「本調査の結果」という。）をまとめるものとする。

（１）特定不正行為の有無

（２）特定不正行為と認定されたときは、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

（３）特定不正行為が行われていないと認定したときは、併せて通報が悪意に基づくものであったか否か

２ 調査委員会は、前項第３号の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（認定の方法）

第２７条 調査委員会は、調査によって得られた、物的及び科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行うものとする。

２ 調査委員会は、被通報者の研究体制、データチェックの方法など様々な点から客観的な特定不正行為の事実及び故意性等を判断しなければならない。

３ 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

４ 調査委員会は、特定不正行為に関する証拠について、被通報者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いを覆すことができないとき（生データ、実験・観察記録、実験試料及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足に

より、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときを含む。）は、特定不正行為と認定することができる。

（調査結果の通知等）

第２８条 次長は、本調査の結果を速やかに所長に報告するとともに、通報者及び被通報者（被通報者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。

２ 所長は、前項の報告を受けたとき、当該事案に係る研究が資金配分機関案件である場合は、当該資金配分機関に対して、当該調査の結果を報告する。被通報者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長に当該調査の結果を通知する。

３ 所長は、当該通報が悪意に基づくものであると認定された場合において、通報者が他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長にも通知する。

（不服申立て）

第２９条 本調査の結果において、特定不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第１項の通知を受けてから１４日以内に、次長に対し、不服申立てをすることができる。

２ 本調査の結果において当該通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、前条第１項の通知を受けてから１４日以内に、次長に対し、不服申立てをすることができる。

３ 前２項の不服申立ては、前条第１項の通知を受けてから１４日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

４ 次長は、第１項の不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知するとともに、所長に報告する。

５ 次長は、第２項の不服申立てを受けたときは、通報者が所属する組織の長等及び被通報者に通知するとともに、所長に報告する。

６ 所長は前２項の報告を受けたときは、当該事案に係る研究が資金配分機関案件であるときは、当該資金配分機関にその旨を報告する。この場合において、被通報者又は通報者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長にも報告する。

（不服申立ての審査）

第３０条 次長は、前条第１項又は第２項の不服申立てを受けたときは、当該不服申立てに係る調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、次長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。

２ 前項の審査において、調査委員会（調査委員会に代わり審査した者を含む。以下同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査するものとする。

３ 次長は、通報者及び被通報者に前項の審査の結果を通知するとともに、所長に報告する。

この場合において、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

４ 所長は前項の報告を受けたとき、当該事案に係る研究が資金配分機関案件である場合は、当該資金配分機関にその旨を報告する。この場合において、被通報者又は通報者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長に報告する。

（再調査）

第３１条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

２ 前項に定める協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。

３ 前項の再調査の打切りの通知及び報告は、第２８条の規定に準じて行う。

４ 調査委員会が再調査を開始した場合は、前条第１項の不服申立てを受けた日から５０日（前条第２項の不服申立ての場合にあっては３０日）以内に、調査結果（以下「再調査の結果」という。）をまとめるものとする。

５ 次長は、通報者及び被通報者に再調査の結果を通知するとともに、所長に報告する。

６ 所長は前項の報告を受けたときは、当該事案に係る研究が資金配分機関案件である場合は、当該資金配分機関にその旨を報告する。この場合において、被通報者又は通報者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長にも報告する。

（その他の審査手続き等）

第３２条 第１７条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査、不服申立ての審査及び再調査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、次長が定める。

（調査結果の公表等）

第３３条 所長は、本調査の結果（第３１条の再調査を行った場合は、再調査の結果を含む。以下同じ。）において、不正が行われた旨の認定を行った場合は、次の事項を公表する。

（１）特定不正行為に関与した者の所属及び氏名

（２）特定不正行為の内容

（３）センターが公表時までに行った措置の内容

（４）調査委員会委員の所属及び氏名

（５）調査の方法、手順等

（６）その他必要と認める事項

２ 所長は、本調査の結果において、特定不正行為がなかった旨の認定を行った場合は、原則として、本調査の結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、次の事項を公表する。

（１）被通報者の所属及び氏名
（２）特定不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）
（３）調査委員会委員の所属及び氏名
（４）調査の方法、手順等
（５）その他必要と認める事項
３ 所長は、本調査の結果において、当該通報が悪意によるものである旨の認定を行った場合は、次の事項を公表する。
（１）通報者の所属及び氏名
（２）悪意に基づく通報と認定した理由
（３）調査委員会委員の所属及び氏名
（４）調査の方法、手順等
（５）その他必要と認める事項
４ 所長は、前３項の場合において、本調査の結果の公表を行うときは、第２９条第１項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。

（認定後の措置）

第３４条 所長は、本調査の結果において、特定不正行為が行われた旨の認定が行われた場合は、第１８条の規定により講じた措置を延長することができる。
２ 所長は、本調査の結果について、特定不正行為が行われていない旨の認定が行われた場合は、第１８条の規定により講じた措置及び第２４条の証拠保全の措置その他通報に基づき講じた一切の措置を解除し、及び事案において特定不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、特定不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復するための措置及び不利益を生じさせないための措置を講じるものとする。
３ 前２項の場合において、所長は、第２９条の不服申立てがあったときは、前２項により講じた措置を留保するなど、必要な措置を講じるものとする。
４ 前項の措置を講じた場合において、所長は、当該不服申立てに関し、第３１条の調査結果に基づき、第１項又は第２項に定める措置及び必要に応じて第３３条の規定による公表の措置を講じるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第３５条 所長は、特定不正行為が行われた旨の認定が行われた場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対して、特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置（以下「論文等の取下げ等」という。）を勧告するものとする。
２ 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して１４日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を所長に行わなければならない。

３ 所長は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（懲戒処分等必要な措置）

第３６条 所長は、本調査の結果において、特定不正行為が行われたものと認定された場合は、当該特定不正行為に関与した研究者等に対して、法令、就業規則その他諸規程に従って必要な措置を進める。

２ 前項に定めるほか、所長は、刑事告訴又は民事訴訟を提起するなど、法令に基づき、必要な措置を講じることがある。

３ 所長は、前２項の措置を講じたときは、当該事案に係る研究が資金配分機関案件である場合は、当該資金配分機関にその処分の内容等を報告する。

（悪意に基づく通報）

第３７条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。

２ 所長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、第３３条第３項に定める公表を行うとともに、悪意に基づく通報者に対して、法令、就業規則その他諸規程に従って必要な措置を進める。

３ 前項に定めるほか、所長は、刑事告訴又は民事訴訟を提起するなど、法令に基づき、必要な措置を講じることがある。

４ 所長は、前２項の措置を講じたときは、当該事案に係る研究が資金配分機関案件である場合は、当該資金配分機関にその措置の内容等を報告する。

５ 所長は、第２項及び第３項の措置を講じたときは、悪意に基づく通報者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長に通知する。

（不利益取扱いの禁止）

第３８条 所長、統括等は、通報（通報に関する相談を含む。以下同じ。）をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

２ 所長、統括等は、単に通報があったことをもって、当該通報に係る被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

３ 所長は、前２項の不利益な取扱い又は過度の措置を講じた者がいた場合は、法令、就業規則その他諸規程に従って、必要な措置を進めることができる。

（特定不正行為以外の研究活動上の不正行為の取扱い）

第３９条 第８条及び第１０条から前条までの規定は、次長が必要と認める場合には、特定不正行為以外の研究活動上の不正行為に準用することができる。

（研究者等であった者の取扱い）

第４０条 研究者等であった者の在籍中に係る研究活動上の不正行為については、このマニュアルに準じて取り扱う。

第５章 雑則

（事務）

第４１条 研究活動上の不正行為の防止に関する事務は、オープンイノベーション推進室が行う。

（雑則）

第４２条 このマニュアルに定めるもののほか、このマニュアルの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このマニュアルは、令和２年４月１日から施行する。

このマニュアルは、令和３年４月１日から施行する。

このマニュアルは、令和６年４月１日から施行する。